

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の 全部変更について

淀川水系における水資源開発基本計画(以下「淀川フルプラン」という。)について、国土交通省は、6月25日(金)に、国土審議会水資源開発分科会淀川部会を開催し、抜本的な見直し(全部変更)に向けた審議を開始した。

淀川フルプランは、今後数回の審議等を経て、全部変更が行われるが、これに際し、国土交通大臣は、水資源開発促進法に基づき、関係府県知事の意見を聴くこととされている。

滋賀県では、知事意見を述べることについて議決事件としていることから、その内容について報告する。

1. 水資源開発基本計画(フルプラン)について

水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)においては、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策をする必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画(フルプラン)」を策定することとしている。

現在、水資源開発水系として指定されているのは、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7つの水系であり、各水系においては、それぞれの水資源開発基本計画に基づき、総合的な水資源の開発と利用の合理化を進めている。

【水資源開発基本計画(フルプラン)の記載内容】

- 1) 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
- 2) 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3) その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

2. 淀川フルプランの見直しのポイント

危機的な渇水、大規模自然災害、施設の老朽化に伴う大規模な事故など、近年の水資源を巡るリスクが顕在化している状況を踏まえ、平成29年5月の国土審議会の答申では、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、水資源開発基本計画を抜本的に見直す必要があることが提言された。

これを受け、国土交通省は、リスク管理型の計画として、平成31年4月に吉野川水系の計画を、令和3年5月に利根川水系および荒川水系の計画をそれぞれ閣議決定・国土交通大臣決定したところであり、今般、淀川水系について、以下のポイントを中心に計画の見直しに着手した。

【見直しのポイント】

- ・供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク（危機的な渇水等）を追加
- ・需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定
- ・ソフト対策を供給の目標を達成するために必要な対策として計画に掲上
- ・PDCAサイクルの導入

3. 今後の予定

- 令和3年6月～
淀川部会で審議（5回程度）
（環境・農水常任委員会に随時報告）
- 令和4年1月～
次期淀川フルプラン案について、国土交通大臣から、関係府県知事に意見聴取
- 令和4年2月～
知事意見案について県議会にて審議
- 令和4年度上期～
関係府県知事の意見を踏まえ次期淀川フルプラン閣議決定・国土交通大臣決定

令和3年6月23日
水管理・国土保全局
水資源部 水資源計画課

淀川水系における水資源開発基本計画の見直しに着手します ～国土審議会水資源開発分科会淀川部会を開催～

国土交通省は、6月25日(金)に第7回国土審議会水資源開発分科会淀川部会を開催し、淀川水系における水資源開発基本計画^{*}の抜本的な見直しに向けた審議を開始します。リスク管理型の計画への見直しは、「吉野川水系」、「利根川水系及び荒川水系」に続いて3計画目になります。

※水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、水資源開発促進法に基づき全国で6計画(利根川水系及び荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系)が定められています。

危機的な渇水、大規模自然災害、施設の老朽化に伴う大規模な事故など、近年の水資源を巡るリスクが顕在化している状況を踏まえ、平成29年5月の国土審議会の答申では、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、水資源開発基本計画を抜本的に見直す必要があることが提言されました。

これを受け、リスク管理型の計画として、平成31年4月に吉野川水系の計画を、令和3年5月に利根川水系及び荒川水系の計画をそれぞれ閣議決定・国土交通大臣決定しました。今般、淀川水系について計画の見直しに着手します。

1. 日時： 令和3年6月25日(金) 13:00～15:00
2. 場所： 中央合同庁舎3号館 1階A会議室 (千代田区霞が関2-1-3)
3. 委員： 別紙のとおり
4. 議題： (1) リスク管理型の水資源開発基本計画について
(2) 淀川水系の概要
(3) 今後の審議予定
5. その他：
 - ・本会議は、会議室における通常形式とWEB形式を併用して実施する予定です。
 - ・傍聴については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB形式とさせていただきます。WEB回線の都合上、アクセス数に限りがございますので、傍聴は1社(団体)につき1名までとさせていただきます。通信状況等により映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。
 - ・傍聴を希望される方は6月24日(木)12:00までに以下のとおりメールにてご連絡ください。ご連絡頂いた方にWEB傍聴用のURLと資料を送付します。なお、希望者が多数の場合は、先着順とさせていただきますのでご了承ください。
件名：【傍聴希望】第7回国土審議会水資源開発分科会淀川部会
本文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先
送付先：hqt-mizushigen-k@mlit.go.jp
 - ・会議の資料及び議事録は後日、以下の国土交通省ホームページに掲載します。
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_yodogawa01.html

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課

企画専門官 中村(内線31203)、課長補佐 尾畑(内線31224)

TEL：03-5253-8111(代表)、03-5253-8387(夜間直通) FAX：03-5253-1582

